

令和元年 10 月 3 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合

管理者 並河 健 様

山辺・県北西部広域環境衛生組合調査委員会

委員 天理市副市長 藤田 俊史

委員 天理市総務部長 寺田 具視

委員 天理市くらし文化部

危機管理監 中本 浩司

委員 天理市くらし文化部

防災安全課主幹 直井 一生

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設（焼却施設）整備
に係る入札参加資格要件等に関する調査結果について

令和元年 8 月 26 日付、調査を依頼された標記のことについて、下記のとおり
報告します。

記

1 調査目的

入札参加資格要件等の合意形成経緯の適正性等を検証するため

2 調査方法

- ・ 組合事務局へ提出を求めた関係書類一式に係る書面調査
- ・ 組合事務局及び事業者選定発注支援業務の受託者へのヒアリング調査

3 調査結果

- ・ 新ごみ処理施設（焼却施設）整備に関し、計画段階（H28. 4）から入札公
告（R 元. 8）までの間における入札参加資格要件等の決定に至る事務の流れ
は、調査報告書（1）のとおりである。

・特に、入札参加資格要件等の決定に至る合意形成過程及び事務手続き、事業者の募集及び選定スケジュール、並びに入札公告までの組合事務局の事業者への対応については、調査報告書（２）のとおりであり、いずれも公正、公平性を担保した上で適正になされていると判断される。

以上

調査報告書（１）

新ごみ処理施設（焼却施設）（粗大・リサイクル施設）整備 入札公告までの流れ

H28.4月 山辺・県北西部広域環境衛生組合設立

H28.5.13 ごみ処理施設整備基本計画策定業務を八千代エンジニアリング㈱
に委託（一般競争入札により決定）

H29.3月 新ごみ処理施設（焼却施設）（粗大・リサイクル施設）基本計画書を
策定

- ・ 焼却施設の規模 284t／日（２炉構成を基本）
- ・ 粗大・リサイクル施設の規模 23.5t／日
- ・ 設計及び建設費の概算経費を把握するため、計画処理量と同等規模の施設を
建設したことのある民間事業者には八千代エンジニアリング㈱から見積依頼
焼却施設 → ８社に依頼（５社回答）
粗大・リサイクル施設 → ９社に依頼（４社回答）
- ・ 見積等の参加事業者の状況

H29.4.1 民間活力導入可能性調査（事業方式検討）業務を八千代エンジニア
リング㈱に委託（一般競争入札により決定）

H30.3月 新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書策定

（新ごみ処理施設整備検討委員会答申に基づく）

- ・ 焼却施設の規模 284t／日（２炉構成）
処理方式については、焼却方式（ストーカー式又は流動床式）を選定
- ・ 粗大・リサイクル施設の規模 23.5t／日

H30.3月 新ごみ処理施設（焼却施設）（粗大・リサイクル施設）整備及び運
営・維持管理事業に係る事業方式検討報告書作成

- ・ 各種事業方式による民間事業者の参入意欲の動向を把握するため、基本計画
書で回答のあった事業者には八千代エンジニアリング㈱からアンケート形式で

意向調査

焼却施設 → 5 社に依頼（5 社回答）

粗大・リサイクル施設 → 4 社に依頼（3 社回答）

・上記の意向調査結果及び VFM（Value for Money：支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する考え方）の算定結果も踏まえ、本事業（焼却施設及び粗大・リサイクル施設の整備）に公設民営方式（DBO 方式）を導入することが望ましいと判断できる旨、検討報告書で報告

H30.5.1 第 8 回運営協議会の開催

・焼却施設及び粗大・リサイクル施設の整備について、DBO 方式とすることで構成市町村長の了承を得る。

H30.6.29 新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定発注支援業務を㈱エックス都市研究所に委託（一般競争入札により決定）

H30.7.30 天理・大和高田・葛城地域循環型社会形成推進地域計画（第 2 期）策定業務を㈱エックス都市研究所に委託（一般競争入札により決定）

H30.11.26 天理・大和高田・葛城地域循環型社会形成推進地域計画を策定

・国の交付金に関することであるから、事業費の見積依頼を事業方式の検討において回答のあった事業者以外にも㈱エックス都市研究所から組合管理者名で見積を依頼

焼却施設 → 7 社に依頼（5 社回答）

粗大・リサイクル施設 → 4 社に依頼（4 社回答）

※焼却施設について、当初（基本計画書策定時に概算経費見積依頼）の 8 社のうち、1 社は新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書において選定していないごみ処理方式のため見積依頼対象から除外した。

H30.10 月～12 月 組合事務局と㈱エックス都市研究所との業務打合せ

・焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）について、「参加要件に関する事務の流れ」に打合せの経過の詳細を記述しているが、主な流れ

は以下のとおり。

○10/18 第7回業務打合せ(10/29)に先立ち、㈱エックス都市研究所からメールでプラントメーカーの参加資格要件に関して、「清掃施設工事に係る経営審査結果の総合評定値が1,000点以上」、また「実績要件は、DBO方式で元請として高効率ごみ発電施設で100t/日以上かつ2炉以上の竣工実績を1件以上」で良いかの確認有り

※㈱エックス都市研究所からは、施工上の担保として建設計画と同等の施工実績を入札参加資格要件にすべきと考え提案されたもの(R元.9.12本調査委員会が実施した㈱エックス都市研究所へのヒアリングにより確認済)

○10/26 組合事務局からは、建設計画と同規模の炉の施工実績を求めたいので100t/日を150t/日(×2炉)に変更して第7回業務打合せに臨むよう㈱エックス都市研究所にメールで指示

○10/29 第7回業務打合せを実施

○11/26 第9回業務打合せを実施

(1) 参加資格要件に関して

参加資格要件については、㈱エックス都市研究所が把握しているエネルギー回収型廃棄物処理施設についてのプラントメーカーの施工実績データ及び国の交付金に関するエネルギー回収率の交付要件(200t/日超、300t/日以下の回収率が19%以上)に基づき、競争性の確保等も勘案して、施工実績を100t/日(×2炉)に変更

また、DBO方式により元請で受注した施設の竣工実績について、過去10年間で1件以上有することとした。

※竣工実績について過去10年間としたのは、高効率ごみ発電(エネルギー回収率)による交付率1/2の補助制度が平成21年度以降の制度のため等による

【まとめ(参加資格要件)】

・組合事務局と㈱エックス都市研究所との打合せにおいて、参加資格要件(案)を決定

・DBO方式による元請での竣工実績の要件については、㈱エックス都市研究所からの提案によるもので、終始変更なかった。(ただし、年数については組合事務局の指示による)

(2) 事業者の募集及び選定スケジュールに関して

㈱エックス都市研究所から組合事務局に提示有り

→ 入札公告の時期は、早くて8月中旬になるため修正(スケジュールに関して、書類の提出期限等については妥当な期間を設定)

H30.12.10 第1回事業者選定委員会を開催

- ・実施方針、要求水準書、落札者決定基準等を協議
 - ・そのうち、焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)の入札参加資格要件として、プラントメーカーの施工実績(DBO方式で元請受注、高効率ごみ発電による1炉あたり100t/日×2炉、竣工実績が過去10年間で1件以上)、焼却方式はストーカー式又は流動床式、施設の運営実績(DBO方式で元請受注し竣工したもの)は1件以上について、異議なし。
 - ・入札公告に先立ち、事業費を算出するための見積依頼先について協議し了承
 - 焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設) → 7社
 - 粗大・リサイクル施設(マテリアルリサイクル推進施設) → 4社
 - ・事業者の募集及び選定スケジュール
- 提案どおり了承

H30.12.17 エネルギー回収型廃棄物処理施設技術提案書の依頼

・発注用要求水準書(又は最終仕様書)作成及び事業費用(予定価格)算定のための基礎資料とし、併せて市場の相場観を確かめるため、事業方式検討時を基本に地域計画策定時に見積依頼した事業者も含めて㈱エックス都市研究所から組合管理者名で依頼

エネルギー回収型廃棄物処理施設 → 7社(2社回答)

マテリアルリサイクル推進施設 → 4社(1社回答)

上記提案書の依頼に伴う現地視察の実施状況

- ・ 2社が視察を実施（H30.12.26に1社、H31.4.25に1社が視察）

H31.1.28 組合事務局と㈱エックス都市研究所の業務打合せ時

・ ㈱エックス都市研究所からエネルギー回収型廃棄物処理施設について、今回の見積依頼に関して、7社中4社辞退の状況（※この時点）であり、入札参加者が少数になる懸念が報告される。

・ ㈱エックス都市研究所から「見積り依頼している1社に関して、実績を確認したところ入札参加要件を満たしていない状況であり、入札参加者が減る恐れがあることから参加要件の緩和の検討」、「入札参加要件を変えない場合、見積依頼を継続するか検討」の話がでた。

H31.2.5 及び 2.6 事業者選定委員会の委員長、副委員長に意見を求める

・ 1/28の㈱エックス都市研究所との打合せを踏まえ、1/30に管理者から事業者選定委員会正副委員長の意見を聞くように指示を受け、2/7にその内容を報告

→ 1社（特定事業者）のために参加要件を変えることは良くないとの意見

H31.2.14 参加要件緩和等についての管理者指示

・ 参加要件の緩和等について

→ 考慮するとしてもいずれの企業のためでもない。

→ 公平な条件のもと、競争性を確保したほうが望ましいが、構成市町村の合議に諮ったうえで判断する。

H31.2.25 組合議会定例会後の懇談会（首長会議）を開催

・ 状況の如何によらず、当初の参加要件を維持し、公平・公正な条件のもと入札を行うことが適当である旨、全員で合意に至る。

H31.2.28 エネルギー回収型廃棄物処理施設技術提案書の提出期限時点

・ 提出事業者 → 2社（うち、1社は入札参加要件を満たしていない事業者）

※事業者には、入札参加要件を知らせていない

R 元. 5. 7 実施方針、要求水準書（案）の公表

- ・新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
- ・新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）
- ・上記に関し、事業内容、事業者の募集及び選定等（スケジュール、参加資格要件、審査等）について公表。スケジュールについても、第1回事業者選定委員会での決定を踏襲

R 元. 5. 21（期限） 実施方針に関する質問・意見の受付

（1）参加資格要件に関して

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設において、参加資格要件を満たしていない事業者から参加資格要件の解釈についての質問・意見が提出される。

（DBO方式により元請で受注した実績とありますが、同一企業が施設を建設した後に当該施設の長期包括運営委託を受けた実績を有する場合も、要件を満たすものと理解してよい。この場合も認めてほしい。）

- ・組合事務局から事業者への回答についての事前整理の中で、㈱エックス都市研究所から当該事業者に対して、参加資格要件についての上記の解釈は認められない旨伝えたところ、当該事業者は参加資格要件に関連する質問部分を取り下げた。

（2）契約の形態に関して

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の両方において、実施方針で建築事業者は本施設の建設業務について要件を満たす共同企業体（建設JV）とした契約の形態に対して、プラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者が元請け、本施設の建築物等の建設を行う者を下請けとするスキームでも可能かとの問い合わせ有り。

R 元. 5 月 実施方針に関する質問・意見書を提出した者に対する個別ヒアリングの実施

- ・R 元. 5. 20 1 社（マテリアルリサイクル推進施設）からヒアリング実施

- R 元. 5. 21 1 社（エネルギー回収型廃棄物処理施設）からヒアリング実施

・ヒアリングの結果

建築業者においては、施設完成後も継続して瑕疵責任の所在などの協議等が発生し、また経費も嵩みデメリットが多く建設JVを組むことを拒んでいるなどの理由で、共同企業体（建設JV）では応札がない可能性が高い。

・上記の回避策として、組合事務局で契約形態の変更（建設JV → 建設JVもしくはプラントメーカー単独受注を可とする）を検討

R元.5.29 契約の形態についての管理者指示

・建設JVもしくはプラントメーカー単独受注を可に変更することについては、不落となる可能性をできるだけ回避するための合理的な修正の範囲として理解したので、運営協議会で構成市町村の同意を得ること。

R元.6.5 第12回運営協議会の開催

・建設JVを建設JVもしくはプラントメーカー単独受注を可とすること、ただし、単独受注の場合であっても、本施設の建築物等の建設を行う者並びに本施設の運営を行う者は、本事業の参加資格要件の要件を満たした者（協力企業（下請け））であることを条件とすることで合意

R元.6.11 実施方針に関する質問・意見への回答公表

・取り下げのあった質問・意見に係る部分を除き回答を公表

R元.8.6 組合定例会での 議員 の一般質問

（実施方針の質問を出した事業者のうち、入札の参加資格要件を満たしている事業者は1社しかないと聞いたが、）

・実施方針の公表において、何社から質問があったか？

・そのうち、入札に参加できる事業者は何社か？

→ 管理者答弁（今後事業者の動向にも影響するので、答えを差し控える）

R元.8.16 入札公告

・新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

・新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）

調査報告書（２）

新ごみ処理施設（焼却施設）整備にかかる入札参加資格要件等の合意形成
経緯の適正性に関する検証結果について

山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下、「組合」という。）による施設建設事業に関し、入札参加資格要件決定に至る事務手続きを明確にするため、組合事務局が保有する関係書類の提出を求め、組合事務局及び（株）エックス都市研究所担当者に対してヒアリングを実施した結果は下記のとおりであるので報告する。

記

第１ 新ごみ処理施設（焼却施設）整備にかかる入札公告前の技術提案（見積） 提出事業者との対応状況等について

１ 技術提案（事業見積）依頼

平成 30 年 12 月 17 日付の本事業入札公告以前における技術提案（見積）依頼に応じたプラントメーカーは、依頼先プラントメーカー 7 社中 2 社であり、そのうち、1 社については、参加資格要件に適合するプラントメーカーであった。（以下、「イ社」という。）

もう 1 社については、DB（設計建設）による実績と、O（運営）実績を個別に有し、DBO 方式による元請受注まではあるものの、本整備事業の参加資格要件となる DBO 一括方式による設計建設運営実績が 10 年以内に 1 件以上、また運営実績が 1 年以上の必要実績を未だ満たしていないプラントメーカーであった。（以下、「ロ社」という。）

なお、上記 2 社以外の 5 社については、参加資格要件に適合しているが、技術提案（見積）依頼した時点においては、提出を辞退しているプラントメーカーである。

２ イ社の抽出経緯等

(1) イ社は、平成 29 年 3 月本事業基本計画策定に伴い、当時、計画処理量と同等規模のエネルギー回収型廃棄物処理施設建設の実績を有している

と見込まれるプラントメーカー 8 社に基本計画策定に伴う事業見積を依頼し、そのうち回答のあった 5 社のうちの 1 社でもある。

依頼先プラントメーカーの抽出は、一般競争入札により選定した八千代エンジニアリング㈱(ごみ処理施設整備基本計画策定業務受託コンサル社)による抽出(案)に基づく組合事務局との協議により抽出された。

同プラントメーカー抽出に関して、管理者、事務局長、運営協議会委員、組合議会議員等からの恣意的な指示、要求等は介在していない。

- (2) イ社は、事業方式検討における意向調査、地域計画に係る事業費の見積及び技術提案(見積)の各依頼に対してもそれぞれ回答している。

3 ロ社の抽出経緯等

- (1) ロ社についても、平成 29 年 3 月の本事業基本計画策定に伴い、当時、計画処理量と同等規模のエネルギー回収型廃棄物処理施設建設の実績を有していると思込まれるプラントメーカー 8 社に基本計画策定に伴う事業見積を依頼し、そのうち回答のあった 5 社のうちの 1 社でもある。

また、ロ社の抽出に関しても、前記八千代エンジニアリング㈱による抽出(案)に基づく組合事務局との協議により抽出されたものであり、その抽出に関して、管理者、事務局長、運営協議会委員、組合議会議員等からの恣意的な指示、要求等は介在していない。

- (2) イ社と同様、基本計画策定に伴う事業見積の回答がなされた以降においても、事業方式検討における意向調査、地域計画に係る事業費の見積依頼に対して回答があったうちの 1 社である。

4 抽出したプラントメーカーに対する組合事務局員の対応状況等

- (1) 組合事務局の事務室は、天理市役所 3 階西側に所在するが、出入口ドアには部外者の無断出入りを禁止し、用件がある場合、ノックにより職員の対応を求めることを常時表示したうえで、組合職員により窓口における自社アピール、デスク電話での一般的な問い合わせのみ対応とする公正公平な基本を担保する対応を徹底している。

- (2) 管理者、局長からは、報告の機会等に際し、常々、事業者対応に当たっては公正公平性に疑念を抱かれるような言動を厳に慎むよう指示されていた。また、管理者においては、入札要件に関する事務局担当者と(株)

エックス都市研究所（事業者選定発注支援業務委託コンサル社。以下「エックス研究所」という。）との協議にかかる実務には直接関与していない。

局長においては、協議事項の内容について適正を期するため、実施予定段階から決裁して把握し、協議に同席しない場合においても協議結果の報告を受け、また、有識者による事業者選定委員会の意見を踏まえ環境を保全しつつ効率的効果的かつ競争性を確保し得る事業者選定方法に必要な指導監督を行っていた。

令和元年5月7日に実施方針、要求水準書（案）を公表するまでの間、見積依頼先事業者名については、抽出事務を行った組合職員及びコンサル社担当者以外の者には管理者を含め一切知らされておらず、管理者からは、事業者選定に恣意的な指示や要求があるとの疑念を抱かれないように関係事業者情報の保秘の徹底が指示され、事業者選定委員会、運営協議会、組合議会等での議事の間においても徹底されていた。

また、管理者に対して関係事業者から接触を求めるなどの動向は直接、間接的にもなかったとのことであり、関係資料からもそのような動向等は認められなかった。

- (3) 技術提案（見積）回答に際し、依頼書に付記していた現地（施設建設予定地）視察について希望したプラントメーカーは、イ社及びロ社の2社であり、それぞれ組合事務局職員により現地案内の対応をしている。

なお、その他のプラントメーカーから、現地視察の希望があった場合においても公平性の確保に疑念が生じないよう同様の対応を行う予定であったが、上記2社以外の希望はなかった。

第2 参加資格要件決定にかかる事務手続等についての組合事務局及びエックス研究所に対するヒアリング結果

1 ロ社が参加資格要件を満たしていない可能性を把握した状況等

- (1) 平成30年12月10日開催予定の第1回事業者選定委員会において、実施方針、要求水準書及び落札者決定基準の審議に付するため、同年10月18日から11月26日までの間、参加資格要件に関する組合事務局案を決定することについて、組合事務局とエックス研究所との間で、別紙資料(6)「参

加要件に関する事務の流れ」のとおり、メールによる事前調整や第7回及び第9回の打合せが行われた。

その結果、エネルギー回収型廃棄物処理施設に関する参加資格要件について、平成29年3月に公表している「新ごみ処理施設（焼却施設）基本計画」に基づき、平成30年5月1日に開催された第8回運営協議会において審議され合意されている事業方式である「DBO方式」とすること及び組合が求める循環型社会形成推進交付金交付要綱（交付率1/2）の要件に適合する施設（200t/日超、300t/日以下のエネルギー回収率19%以上）とすることを基本事項として競争性を確保しつつ、基本計画により明確にしている環境を保全するための施設運営の安全性・信頼性を確保するための入札参加資格を設定する方針を一貫することを旨として、

○ 施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者については、少なくとも主たる業務を行う1社は以下の要件を全て満たすことを前提条件とし、許可・登録・資格者に関する要件のほか、実績等に関する要件を

- ・ 事業方式 DBO方式
- ・ 受注形態 元請受注
- ・ 実績数 過去10年間で1件以上
- ・ 施設種類 高効率ごみ発電施設
- ・ 施設規模 1炉あたり100t/日以上かつ炉構成2炉以上
- ・ 処理方式 ストーカー式焼却方式又は流動床式焼却方式に限る

○ 本施設の運営を行う者についても、少なくとも主たる業務を担う1社は以下の要件を全て満たすことを前提条件とし、許可・登録・資格者に関する要件のほか、実績等に関する要件を

- ・ 事業方式 DBO方式
- ・ 受注形態 元請受注
- ・ 実績数 運営実績1件以上
- ・ 施設種類 高効率ごみ発電施設
- ・ 施設規模 1炉あたり100t/日以上かつ炉構成2炉以上
- ・ 処理方式 ストーカー式焼却方式又は流動床式焼却方式に限る

とすることを、平成 30 年 11 月 26 日、組合事務局案として有識者で構成される第 1 回事業者選定委員会（平成 30 年 12 月 10 日）に提案することを決定した。

なお、実績数「過去 10 年・・・」の年数を実績要件に盛り込むこととした理由についても、

- ・ 循環型社会形成推進地域計画（第 2 期）策定業務委託及び事業者選定発注支援業務委託の入札公告において、入札参加資格要件として「入札日以前 10 年以内において、全連続運転の焼却炉で高効率発電を行える設備を備えた施設の・・・」と実績年数を 10 年としていた流れがあること
- ・ 循環型社会形成推進交付金交付要綱が施行された平成 21 年以降の実績を勘案することが相当であること

から、組合事務局から上記受託コンサル社であるエックス研究所に対し、当該年数にかかる実績要件を盛り込むこととの指示がなされたものである。

この間、平成 30 年 11 月 26 日に組合事務局とエックス研究所との間で実施された第 9 回打合せにおいて、エックス研究所から提示された検討資料中、別紙資料(6)「参加要件に関する事務の流れ」に添付している「エネルギー回収型廃棄物処理施設の参加資格要件に関する資料」3 頁（資料 3-3-1）により、前記イ社及びロ社を含むプラントメーカー 7 社に関する実績が示されており、同段階においてロ社については、

DBO 方式での受注実績を有するものの未だ同方式による設計施工運営実績はなく、同事務局案とする参加資格要件を充足していない

ということをエックス研究所と組合事務局との間で認識を共有した。

なお、技術提案（見積）依頼するプラントメーカー 7 社の実績の有無は、エックス研究所が各社概要パンフレット等の公表情報を収集するとともに再確認のため直接メール等による実績確認結果に基づく正確な内容であるとしている。

しかし、平成 30 年 11 月 26 日時点で、ロ社が本事業の参加資格要件に

実績面で充足しないであろうということを組合事務局が認識しつつ、口社を技術提案（見積）依頼対象とするプラントメーカー7社から除外しなかった理由について、組合事務局及びエックス研究所とも同時点の参加資格要件とする案が、

- ・ 公表する実施方針、要求水準として最終確定したものではなく、以後の選定委員会等での審議によっては、公表までの間に要件変更となる可能性が全くないわけではないこと
- ・ 市場相場観を把握する上で、できるだけ多くのストーカー式焼却方式又は流動床式焼却方式が可能なプラントメーカーの見積を確認することが有用と判断したこと
- ・ 実施方針及び要求水準を公表する前に口社を除外することにより、口社に適合しない実施方針及び要求水準を既に確定していたかのように推察されることを避けるべきであること

等の各事由を考慮する必要があると判断し、第1回事業者選定委員会（平成30年12月10日）において組合事務局案である参加資格要件のほか、口社を含むプラントメーカー7社に見積依頼することの承認を得る手続きを経て、その翌週の12月17日にエネルギー回収型廃棄物処理施設技術提案（見積）を依頼している。

なお、焼却施設について、平成29年3月に実施した基本計画策定時に概算経費の見積依頼をした当時の依頼先が上記7社を含め計8社であったが、当該7社を除く残り1社については、新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書において選定していた処理方式（ストーカー式焼却方式又は流動床式焼却方式）以外の方式を採用しており、明白な要件不適合により技術提案（見積）依頼対象から除外された。

(2) 技術提案（見積）依頼の位置付け

組合事務局及びエックス研究所においては、技術提案（見積）依頼に関しては、あくまで計画処理量と同等規模の施設建設実績及び運営実績（いずれも受注のみを含む。）を有するプラントメーカーの予定価格について市場相場観を的確に把握するために実施するものであると位置付けて実施された。

したがって、技術提案（見積）依頼は、入札参加意向確認と同一視するものではなく、結果的に参加資格要件に満たなかった口社に対しても見積依頼した手続きについては、口社に参加意欲を煽る結果を招きかねないとの指摘を受ける可能性があることは否めないが、あくまで、市場相場観を把握するため、より多くのプラントメーカーの見積を確認することが有用であるとの判断のもと、事業者選定委員会での審議等、正規の意思決定手続を経て判断したものであり、見積依頼行為自体、事務手続上の瑕疵には当たらないものと組合事務局とエックス研究所では判断し、認識を共有していた。

2 その後の対応状況等

- (1) 平成 31 年 1 月 28 日、組合事務局とエックス研究所との第 10 回打合せにおいて、同研究所から組合事務局に対し

今回の見積依頼に関して 7 社中 4 社から辞退を受けている。

その理由としては、来年度の入札物件が集中していることがあり、本番でも入札参加者が減少する可能性がある。

また、辞退している 4 社以外の口社についての実績を再確認した結果、参加資格要件を満たしていない状況にあり、さらに入札参加者が減るおれがあることから、参加要件を緩和するかどうか検討されたい。

旨報告された。

これを受け、組合事務局から同年 1 月 30 日に管理者に対し、上記内容について指揮伺いがなされた。

管理者からは、管理者の独断で判断すべきでなく、関係市町村の合意を得るべき案件として組合事務局に対し、

事業者選定委員会正副委員長の意見を聴取した上、その意見を参考として、組合構成市町村の合議に諮るべきと指示された。

よって、組合事務局職員において、同年 2 月 5 日に委員長、翌 2 月 6 日に副委員長にそれぞれ意見を求めた結果、いずれも、

これまで合意形成している参加資格要件を 1 社のために緩和す

ることは妥当ではない。

との意見が付され、同年2月7日管理者に対して同結果が復命された。

- (2) こうした経緯を踏まえ、調査報告書(1)「新ごみ処理施設整備(焼却施設)(粗大・リサイクル施設)入札公告までの流れ」のとおり、平成31年2月14日、エックス研究所からの報告事項の対応に関し、管理者から組合事務局に対して、

公平な条件の下、競争性を確保した方が望ましいが、構成市町村の合意を諮ったうえで判断する

として、管理者及び組合事務局のみの判断ではなく構成市町村長の合意に基づいての判断が必要であるとの指示がなされ、同年2月25日、組合議会定例会後の首長懇談会において諮られた。

その結果、計画当初に意思決定された参加資格要件を維持し、公平・公正性を最重要視して粛々と進めていくとの合意がなされ、参加資格要件については、これまで積み上げられた事業者選定委員会、運営協議会等で合意形成された事項を尊重し緩和しないことが決定された。

- (3) エックス研究所によれば、組合の事業方針の姿勢について、

組合事務局は透明性を確保した事務手続きを堅持し、参加資格要件の緩和要否の判断に関しても、基本計画に基づく効率的かつ経済性の高いDBOによる事業方式を基本としつつ、競争性を確保するため複数の事業者が参加資格要件を充足し得る中で、環境の保全のため施設運営の安全性、安定性を重視する

とする方針が一貫されていることを強く認識させられた旨申し立てた。

よって、その後においても、調査報告書(1)「新ごみ処理施設整備(焼却施設)(粗大・リサイクル施設)入札公告までの流れ」のとおり、これまで合意形成された参加資格要件を踏襲し、

・ 令和元年5月7日 実施方針、要求水準書(案)の公表に至ったものである。

なお、公表の方法については、組合ホームページに掲載するとともに、構成市町村のホームページにも、「組合ホームページに掲載された」旨の案内文が掲載されている。

(4) 上記実施方針、要求水準書（案）が公表された後、口社から組合事務局に対し、エネルギー回収型廃棄物処理施設にかかる実施方針に関する質問が寄せられた。質問内容及び回答結果等の概要については、調査報告書(1)「新ごみ処理施設整備（焼却施設）（粗大・リサイクル施設）入札公告までの流れ」の6頁に記載のとおり、参加資格要件について、

DBO方式により元請で受注した形態及び実績について、同一企業が施設を建設した後に当該施設の長期包括運営委託を受けた実績を有する場合も要件を満たすものと理解してよいのかとの要件拡大解釈の可否についての質問に対し、発注支援業務の一環としてエックス研究所が行う質問回答の事前整理を行う中で、エックス研究所から口社に対し、

DBO方式として認められない（緩和できない）旨連絡されたところ、口社の判断により当該質問事項を取り下げる申し出がなされた。このため、組合事務局において回答不要事項として削除された。

また、契約形態に関する質問として、エネルギー回収型廃棄物処理施設に関してイ社から、また、マテリアルリサイクル推進施設に関して他1社の計2社から、それぞれ、

建設事業者は、本施設の建設業務について要件を満たす共同企業体（建設JV）とした契約の形態に対して、プラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者が元請けとなり、本施設の建築物等の建設を行う者を下請けとする枠組み（プラントメーカー単独受注）でも可能か

との同種の質問が寄せられた。

よって、当該2社に対する個別ヒアリングを実施した結果、こもごも、

建設業者においては、施設完成後も瑕疵責任が生じた場合、施設運営契約期間中継続して責任の所在等の協議等が発生し、また経費が嵩むなどのデメリットが多く、この種事業においてJVを組むことを拒むケースが多くなっているなどの理由で共同企業体（建設JV）を組みにくく応札できない可能性が高い

との同趣旨の意見が出された。

1社の事情に特化した意見内容ではなく、DBO方式による契約形態を確保する業界全体の課題であることが把握されたため、組合事務局において、契約形態を「建設JV」のみとしていたものを「建設JVもしくはプラントメーカー単独受注を可とする。」ことに変更することについては合理的な修正の範囲と判断し、同年5月29日、管理者に対する事業者ヒアリング結果報告と指揮伺いがなされた。

その際、管理者からは、

公平公正な入札の中で、特定事業者に配慮する趣旨ではなく、ただ不落となる可能性をできるだけ回避するための合理的な修正の範囲として理解したので、運営協議会に諮り構成市町村の同意を得ること

との指示がなされ、同指示に基づき、同年6月5日に開催された第12回運営協議会において諮られた。その結果、

契約形態について、建設JVと限定していたものを「建設JVもしくはプラントメーカー単独受注を可とすること

ただし、単独受注の場合であっても、本施設の建築物等の建設を行う者並びに本施設の運営を行う者は、本事業の参加資格要件を満たした者（協力企業（下請け））であることを条件とすること

で合意され、契約形態に係る要件について合理的な修正が図られた。

なお、6月11日、「実施方針等に関する質問回答書」を実施方針等の公表時と同様の方法で公表された後、本年8月16日に入札公告されたものである。

- (5) 入札公告にかかる事業者選定スケジュールの日程については、平成30年12月17日に各事業者に対して技術提案（見積）を依頼する以前の、同年11月26日に組合事務局とエックス研究所による第9回打合せが行われた際、エックス研究所から提案された。その後、事業者選定委員会での審議等を経て、本年5月7日に公表された実施方針において、募集及び選定スケジュールを詳細に示しているが、これは当初のエックス研究所の提案に係る内容を維持したものであり、公表までの間に恣意的な判断によっ

てスケジュールが変更されるなどの経緯は認められなかった。

3 入札公告における事業者選定スケジュールに関する競争性の確保状況

募集及び選定スケジュールにおいて、入札公告までの参加意思の有無にかかわらず、参加資格要件を満たすプラントメーカーが入札公告後に初めて参加資格要件を確認し参加表明しようとする場合、「事業提案書」等の受付期限までにその準備のための十分な日程の余裕があり、競争性の確保がなされているかについて、組合事務局及びエックス研究所に対して確認した結果、

- ・ 令和元年 8 月 16 日 入札公告

- ・ 令和元年 9 月 27 日 入札参加資格審査書類受付期限

(公告から 43 日間)

- ・ 令和元年 11 月 8 日 対面的対話の事業概要書及び確認事項の受付期限 (公告から 85 日間)

- ・ 令和 2 年 1 月 31 日 事業提案書の受付期限 (公告から 169 日間)

等を経て、令和 2 年 4 月 27 日に落札者を決定するスケジュールとしている。

同日程における各期間は、通例からみても十分な準備期間を確保し得るスケジュールを担保していると申し立てており、入札公告後に必要書類の準備を開始したとしても対応し得る相当な期間を担保していると認められる。

第 3 検証結果及び判断

以上のとおり、本事業に関する入札参加資格要件の決定経緯にかかる合意形成の手続きにおいて、事業開始当初の平成 29 年 3 月に策定された事業基本計画における基本方針に則り、

- ・ 環境にやさしい施設
- ・ 安全性、安定性に優れた施設
- ・ 循環型社会に寄与する移設
- ・ 周辺地域との共生のとれる施設
- ・ 環境教育の起点となる施設
- ・ 防災機能に優れた施設
- ・ 経済性に優れた施設

の整備を目指す中で、将来にわたる建設運営の信頼性、信用性を重視し、こ

れを担保するための実施方針、要求水準書を決定する各段階において、構成市町村の合意形成を踏む手続きを確実に経て公正・公平性を担保した上で決定されている。参加資格要件についても、上記基本方針を一貫して尊重し踏襲しつつ、複数のプラントメーカーが参加し得る資格要件となっており、これら合意形成に至る手続きが適正に履行されていたと認めるに矛盾はないと判断するものである。